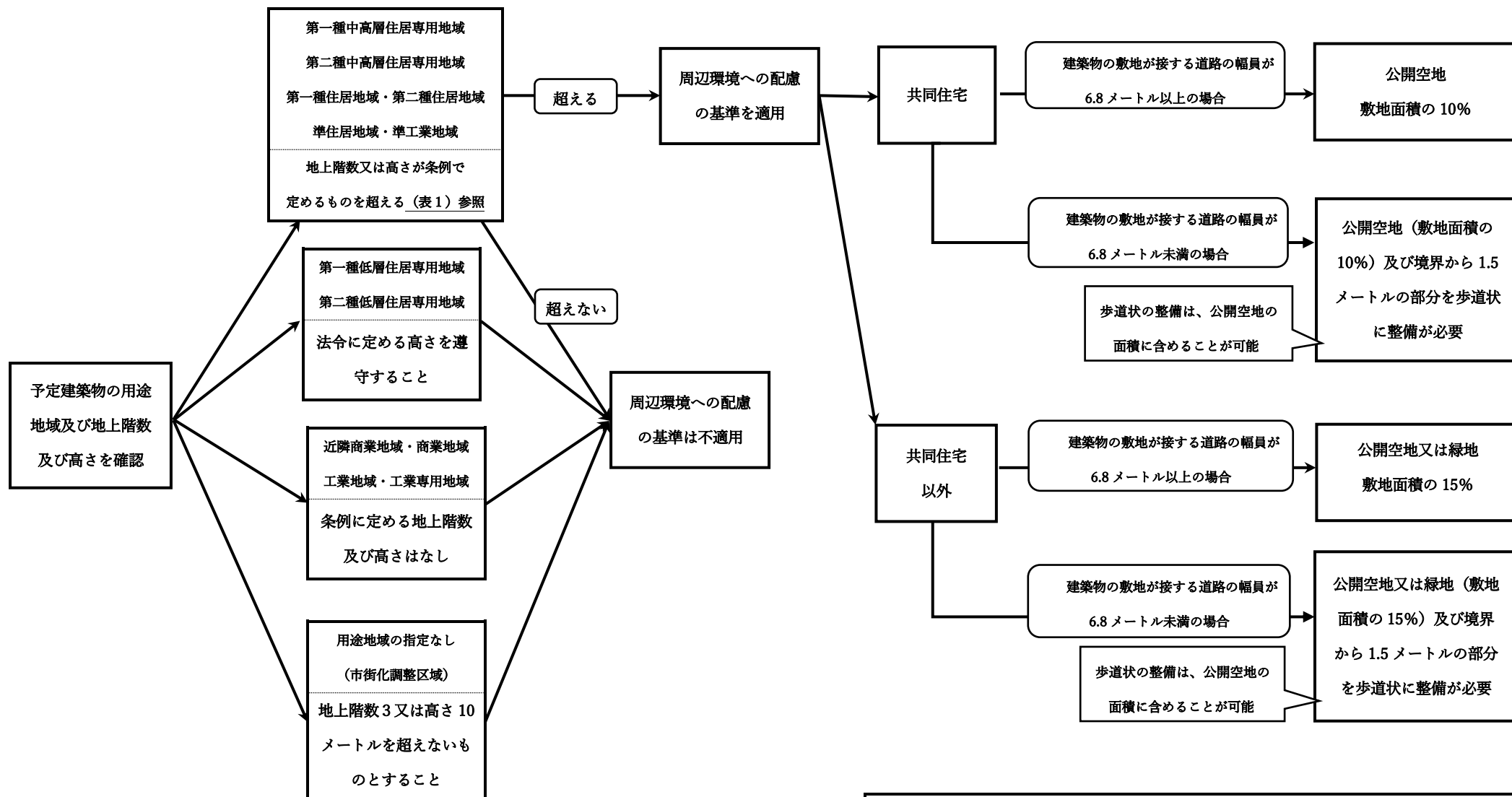


# 周辺環境への配慮の基準早見表



(フローチャートについて)

- このフローチャートに記載している条例とは「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」をいいます。
- このフローチャートに記載している「周辺環境への配慮の基準」とは、条例の土地の利用に係る基準第4の1の(1)(2)をいいます。
- 公開空地等の構造等の詳細は、条例を確認していただきご不明な点は、開発調整課へお問い合わせください。
- 市街化調整区域内における都市計画法に定める建築物の立地基準の適合性は、審査指導課へお問い合わせください。

(表1) 条例で定める用途地域の地上階数及び高さ	
用途地域	地上階数・高さ
第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域	地上5階・15メートル
第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域	地上6階・18メートル
準工業地域	地上7階・21メートル